

特集 解散

特定非営利活動促進法施行から20年以上経ち、事業の継続が困難になったり、活動が停滞したりしている法人からの解散の相談が増えています。今回は解散の手続きについてご案内します。

- | | | |
|--------|---------------------|--------------------|
| (添付書類) | ・ 解散・清算の手続きについて | …まずはこちらをご覧ください |
| | ・ 解散・清算に係る事務処理フロー | …解散の事由ごとの手続きが分かります |
| | ・ 解散届出書（様式第10号）とその例 | ・ 清算終了届出書（様式第13号） |

<よくあるご質問>

Q1 NPO法人に「休眠」の制度はありますか。

特定非営利活動促進法（以下、法という。）には休眠についての規定はなく、制度として認められている「休眠」はありません。法人が解散しない限り、事業報告書の提出や納税等の義務は継続します。

Q2 法に定められた義務を果たさない場合はどうなりますか。

例えば、「事業報告書の提出」がなされない場合は、20万円以下の過料（金銭罰）に処されます。（法第80条第5項）また、3年以上にわたって事業報告書等の提出が行われない場合は認証が取り消され（法第43条）、この場合、取消時の役員は認証取消から2年以内は他のNPO法人の役員になることができません。（法第20条第6項）

Q3 解散が遅れた場合どんなトラブルが起こることがありますか。

想定される事例には次のようなものがあります。

〈事例1〉理事長の死亡により連絡がとれなくなった。事業報告書の督促を受けた理事が法人を解散しようとしたところ、理事長が管理する法人印等の所在が確認できないことにより解散登記が行えず、専門家に解散手続を依頼したところ、一定の費用が発生した。

〈事例2〉今まで事務を主に担っていた理事長が死亡等のため事業報告書が提出できず過料（金銭罰）を課せられた。法人を解散するために、理事長の家族が他の理事に連絡しようと思ったが連絡先が分からなくなっていた。

Q4 今後事業の実施の予定はないが、解散しない場合にどのようなことが想定されますか。

解散しない場合、Q3にあげた事例が起こり得ます。また、法に定められた手続等の遅延などのリスクも高まります。今後事業を行う予定がない場合は、早めに解散の検討をお願いします。

Q5 「社員の欠亡」による解散とはどのようなものですか。

「社員の欠亡」とは社員（正会員）が一人もいなくなった場合です。1人でも社員がいる場合は「総会の決議」等その他の事由で解散することになります。「社員の欠亡」を事由として解散する場合は、登記の際に正会員全員が辞任したことを示す必要があります。（全正会員の退会届など）今まで長野県で「社員の欠亡」により解散した例は、解散した339法人中2例あります。

Q6 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」とは具体的にどのような場合ですか。

今後の事業継続が困難と客観的に示すことができる場合が該当します。例えば、希少野生動物の保護を目的とする法人の場合、対象とする生物が絶滅した場合には「事業の成功の不能」が解散の事由となり得ます。なお、長野県内のNPO法人で成功の不能を事由として解散した法人はこれまでありません。

Q7 解散に係る費用は生じますか。

解散の公告に係る費用が生じます。また司法書士等の専門家に手続きを依頼する場合は別途費用が掛かります。

Q8 解散の公告（官報掲載）はどのようにすればよいですか。

長野市にある長野西沢書店で申し込むことができます。

(FAX : 026-233-3186 / E-mail : nagano@gov-book.or.jp / TEL : 026-233-3187)

Q9 解散の登記はどのようにすればよいですか。

法務局で手続きを行ってください。登記手続きの詳細については、長野地方法務局本局にお問合せください。(TEL: 026-235-6611)

Q10 解散時に法人の残余財産があります。どうしたらいいですか。

NPO法人の解散時に残余財産がある場合は、NPO法第11条第3項に定めるいずれかの法人・団体に対して、定款で定めるところにより譲渡することになります。

残余財産の帰属先として定めることができる法人・団体は以下のとおりです。

- 国、地方公共団体 ▪ 他の特定非営利活動法人
- 学校法人、更生保護法人、社会福祉法人 ▪ 公益社団法人、公益財団法人

Q11 社員総会における書面による表決は、法人の解散時の総会においても、行うことは可能ですか。

法第14条の7第2項における書面または代理人による表決は、毎年1回開催される通常総会だけではなく、法人の解散時の総会においても同様に認められます。

Q12 NPO法人の解散に関する相談窓口はどこですか。

長野県庁県民協働課です。お気軽にご相談ください。